平成２１年（フ）第７０９９号
大阪市平野区平野元町４番７―109号
債務者　大橋　一郎
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９号
愛媛県今治市片山３丁目２番36号、旧住所愛媛県今治市四村314番地５
債務者　森田　政信
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第５２号
北海道根室市西浜町１丁目139番地１
債務者　石井　利英
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第５６号
北海道標津郡中標津町東18条北７丁目１番地１
債務者　山本　絵美（旧姓真田）
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第７８２５号
大阪府門真市新橋町26番１―401号
債務者　坂本　哲朗
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９００号
大阪府大東市南新田１丁目18番302号
債務者　大橋あゆみ（旧姓水船）
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１３０号
島根県出雲市大社町杵築南1425番地23
債務者　古山二美代
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月30日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第２１００号
横浜市鶴見区向井町４丁目91番地37
債務者　玉城　　学
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２８９号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地60―405
債務者　高橋千枝美
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２９０号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地60―405
債務者　高橋　七得
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２９１号
神奈川県大和市福田７丁目５番地５
債務者　岡本　裕子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３４７号
横浜市港南区野庭町635番地　野庭住宅９棟208号
債務者　福田　　一
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４９４号
横浜市港北区大曽根１丁目24番４号
債務者　飯田　紗代（旧姓菅沼）
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５９８号
横浜市西区東久保町１番10号
債務者　佐々木　廣
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６０７号
横浜市青葉区美しが丘５丁目28番地54　603号
債務者　関　　雪代
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７０８号
横浜市保土ケ谷区東川島町20番地の12
債務者　北村　元次
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部